

福岡県男女共同参画審議会の公開又は非公開の基準に関する要領

(平成25年5月21日福岡県男女共同参画審議会決定)

1 趣旨

この要領は、福岡県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開又は非公開を決定するに当たり、その判断の基準を定めたものである。

2 公開又は非公開の決定等

- (1) 審議会は、その目的を考慮の上、その審議状況を県民に明らかにすることにより審議会運営の透明性の向上を図り、もって審議会に対する県民の理解と信頼を深めるという観点に立ち、その会議の公開に努めるものとする。

- (2) 会議を非公開とする必要が生じた場合、会長が審議会に諮って、非公開の決定を行うものとする。

なお、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合には、当該会議を公開しないとすることができるものとする。

ア 個人情報に関する内容が審議される場合であって、当該会議を公開することにより特定の個人情報が明らかになる場合

イ 法人や団体の事業内容が審議される場合であって、当該会議を公開することにより、当該法人、団体の活動に不利益が生じると認められる場合

ウ 審議、検討、調査研究等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該、又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合

エ 会議を公開することにより、審議会の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

3 公開の方法

- (1) 会議の公開は、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会は、会議が公正かつ円滑に行われるよう別紙の傍聴遵守事項を傍聴者に配布するものとする。
- (3) 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴者の退場を命ずるなど、必要な措置をとることができるものとする。

4 会議開催の周知

審議会は、会議の開催について、福岡県庁のホームページへの掲載等の方法により、次の事項をあらかじめ県民に周知するものとする。

- (1) 会議の日時
- (2) 会議の場所
- (3) 議題（案）
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴の手続

5 会議録等

- (1) 審議会は、公開とした会議の会議資料及び会議録要旨を、福岡県庁のホームページへの掲載等の方法により公開するものとする。
- (2) 審議会は、非公開とした会議の会議資料及び会議録要旨は非公開とする。

6 準用規程

この要領は、福岡県男女共同参画審議会規則第5条に定める部会に準用する。この場合において、2、3中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。